

平成 25 年 10 月 24 日
福祉部 高齢社会対策課
福祉部 光が丘総合福祉事務所

第 5 期(平成 24～26 年度)

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

介護・医療の連携の仕組みづくり

(第 5 期計画書 p54～59)

【第 5 期計画における目標】

住み慣れた地域において継続して生活できるように介護・医療サービスが切れ目なく提供できる地域社会の実現を目指します。

【平成 24 年度当初の現状と課題】

練馬区高齢者基礎調査によると、「自身の希望する介護」について、「特別養護老人ホームなどの介護施設に入所したい」という方は 1 割程度にとどまっており、高齢者の多くは、介護が必要になったとしても、住み慣れた地域での生活を希望しています。また、要介護者の 9 割は、介護サービスだけでなく、日常的に通院・往診等の医療サービスを利用していると回答しています。介護が必要になっても住み慣れた地域や自宅で安心して生活するためには、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。その実現のためには、介護と医療が連携して個々の状態とニーズを踏まえた適切なサービスを提供していくことが重要です。とりわけ、認知症の人については、早期発見と迅速な診断に基づき、適切な介護と医療の支援を受けることが不可欠です。そのために、かかりつけ医と専門医の連携、さらには介護と医療の連携体制の仕組みを具体的に構築することが求められています。

しかし、自宅で療養をするうえでの必要な情報を、介護サービス事業者と医療機関が共有できる仕組み、在宅療養に関する相談機能、医療行為が必要な方へのサービスに改善の余地があるなど、介護と医療の連携がまだまだ不十分な現状があります。介護、医療双方の関係者が、病状に関する情報や治療方針・介護方針を共有し、連携して対応することは、在宅療養の維持継続に重要であり、これをより一層進めていく必要があります。

また、連携を促進するために、介護サービス従事者と医療関係者は、お互いに理解を深め、協力していく必要があります。同時に、訪問看護師、介護職員等、在宅療養を支える人材を確保する必要があります。

【施策の方向性と主な取り組み事業】

1 在宅療養のための介護・医療連携の仕組みづくり

(1) 在宅療養のための相談窓口機能の充実

在宅療養を希望する要介護者を支える多様な職種、施設、関係団体等のネットワークを、効果的に機能させるために、介護、医療いずれの分野についても十分な経験、知識を有する職員を配置した、在宅療養に関するネットワークの中心拠点となる相談窓口を設置します。

《主な取り組み事業》

事業 7 **新規** (仮称)在宅療養相談窓口の設置 【高齢社会対策課、総合福祉事務所】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の整備量・事業量等
	高齢者相談センター併設支所に窓口を設置 4 か所	高齢者相談センターに窓口を設置 4 か所 / 24 年度

(2) 介護・医療情報の共有

在宅療養を支える介護、医療双方の関係者が、地域の介護サービス、医療機関情報等を共有できるようにします。

例えば、在宅療養をする要介護者の介護・医療情報を記載したシートの作成や、介護・医療分野の関係団体による協議会の設置を検討する等、情報共有の促進に向けて取り組んでいきます。

《主な取り組み事業》

事業 30 **新規** 介護・医療情報の共有化

【高齢社会対策課、介護保険課、総合福祉事務所、地域医療課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の整備量・事業量等
	協議会設置を検討	情報共有促進のための事業を関係団体等と検討 / 24 年度、実施 / 25 年度

(3) 在宅療養者向けの介護・医療サービス等の充実

地域の介護サービス事業者と医療機関には、それぞれの役割に応じた、在宅療養への様々な連携が求められています。

中でも、在宅療養をする要介護者の状態の急変時に必要な緊急一時入院病床の確保は重要です。

短期入所療養介護(ショートステイ)は、介護家族等の事情により在宅療養生活を一時中断する必要が生じた場合等に備え、充実が求められますが、医療法人以外による整備が困難なため、介護老人保健施設の空室を利用して行われているのが現

状です。引き続き、介護老人保健施設の新設、増床時に整備を要請していきます。

また、第5期から制度化される定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについても導入を検討します。

《主な取り組み事業》

事業 16 **新規** 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(24時間定期巡回・随時対応サービス)の整備 【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
	4 箇所 整備予定 25 年度 3 箇所	8 箇所 / 26 年度

事業 17 **新規** 複合型サービスの整備 【介護保険課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
	検討	検討

事業 31 緊急一時入院病床(高齢者緊急医療ショートステイ) 【高齢社会対策課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
2 箇所(2 床)	2 箇所(2 床)	2 箇所(2 床)

事業 32 短期入所療養介護(ショートステイ)の整備 【高齢社会対策課】

平成 24 年度当初現況	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
介護老人保健施設の新設・増床時にショートステイの整備を要望	介護老人保健施設の新設・増床時にショートステイの整備を要望	介護老人保健施設の新設・増床時にショートステイの整備を要望します

2 認知症対策における介護・医療の連携

(1) 早期発見・早期対応の推進

啓発

認知症になっても住みなれた地域で生活するためには、早期に診断・治療がなされ、適切な支援が行われることが大切です。引き続き、認知症専門医等による

講演会を開催し、早期発見・早期治療の重要性等について知識の普及を図ります。

《主な取り組み事業》

事業 18 認知症に関する講演会 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
講演会 8 回 参加者 259 人	講演会 8 回 参加者 349 人	講演会 8 回 参加者 320 人 / 年

早期発見のための機会提供

認知症の初期にはもの忘れ等の自覚症状があると言われていますが、医療機関等への相談をためらう高齢者が少なくありません。認知症の早期発見に向けて、多くの高齢者が気軽に行えるチェック方法の導入や、医師会等との連携によるかかりつけ医への支援等、早期発見から早期支援に向けた体制について検討します。

《主な取り組み事業》

事業 19 **新規** 認知症の早期発見のための機会提供

【高齢社会対策課、総合福祉事務所】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
	チェック機器を高齢者センター・敬老館へ配置 4 か所	チェック機器を高齢者相談センター（本所 4 か所）へ配置 / 24 年度

(2) 適切な支援につながるための相談体制の充実

介護関係者と医師・認知症専門医療機関の連携

認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護と医療の連携に向けた基盤づくりに取り組みます。このため、高齢者相談センターやケアマネジャー等の介護関係者と、かかりつけ医・認知症サポート医・地域の専門病院・認知症疾患医療センター等の医療関係者との連絡会を開催します。

《主な取り組み事業》

事業 20 **新規** 認知症ケアに関する関係機関等連絡会 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
	在宅療養施策庁内検討準備会 開催 4 回	関係機関等連絡会の設置 / 24 年度 開催 2 回 / 年

高齢者相談センターにおける認知症に関する相談体制の強化

高齢者相談センター本所では、介護と医療の連携によるサービス提供を行うため、認知症専門医による相談を実施しています。

《主な取り組み事業》

事業 21 認知症専門相談 【高齢社会対策課、総合福祉事務所】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
認知症専門相談 24 回 相談者 61 人	認知症専門相談 24 回 相談者 61 人	認知症専門相談 24 回（高齢者相談センター 本所 4 か所 × 6 回 / 年）

(3) 適切な認知症ケアのあり方についての検討

認知症の人への支援を行うにあたって、適切な認知症ケアの方法や、認知症の状態変化等に対応したきめ細やかなサービスの選択を行うため指針が求められています。これらについては、国や東京都の動向を踏まえ、介護や医療の関係者と連携して検討していきます。

《主な取り組み事業》

事業 26 **新規** 認知症ケアパス、ケアモデルの研究 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
	講演会 1 回	講演会 1 回 / 24 年度 研究会 3 回 / 年

3 人材の育成・確保

(1) 人材の育成

介護と医療の連携に係るシンポジウム等を開催し、在宅療養のあり方を再認識する機会を設けます。

また、練馬介護人材育成・研修センターとの連携により、在宅療養に関する研修を充実していきます。

《主な取り組み事業》

事業 33 **新規** 介護・医療の連携に向けたシンポジウム

【高齢社会対策課、介護保険課、地域医療課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
	検討、企画	検討、企画 / 24 年度 シンポジウムの開催 1 回 / 年 (25 年度以降)

事業 94 練馬介護人材育成・研修センターへの支援 【高齢社会対策課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
事業所登録率 77.1% 人材育成事業（研修） 開催 142 回 （参加者延 3,716 人） 人材確保事業 （就職面接会等） 開催 12 回 （就職者数 36 人） 相談支援事業 （電話・面接によるメンタルヘルス等の相談窓口） 相談窓口の運営（24 時間）	事業所登録率 79.2% 人材育成事業（研修） 開催 126 回 （参加者延 3,039 人） 人材確保事業 （就職面接会等） 開催 8 回 （就職者数 28 人） 相談支援事業 （電話・面接によるメンタルヘルス等の相談窓口） 相談窓口の運営（24 時間）	事業所登録率 85% / 26 年度 人材育成事業（研修） 開催 120 回 / 年 人材確保事業 （就職面接会等） 開催 5 回程度 / 年 相談支援事業 （電話・面接によるメンタルヘルス等の相談窓口） 相談窓口の運営（24 時間）

(2) 人材の確保

介護・医療サービスの量的・質的な継続性を確保し、増加が見込まれる在宅療養ニーズに応えていくためには、在宅療養を支える人材の確保が不可欠です。

そのためには、国や東京都へ職場環境(処遇)改善を継続して要望していきます。また、現在実施している介護分野、医療分野への就労に向けた就職面接会、看護職員フェアを継続するとともに、開催の周知を連携して行う等、効果的な実施に努めます。

さらに、区は、介護職、医療職の人材を掘り起こし、確保するために、介護サービス事業者や医療機関の求人等募集活動に協力します。

《主な取り組み事業》

事業 34 介護職・医療職の人材確保事業 【高齢社会対策課、地域医療課】

平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 24～26 年度の 整備量・事業量等
介護職向け就職面接会 4 回 看護職員フェア 2 回	介護職向け就職面接会 2 回 看護職員フェア 2 回	介護職向け就職面接会 2 回 / 年 看護職員フェア 2 回 / 年 、 の開催にあたり、 周知等の連携を図る

【評価】

1 在宅療養のための介護・医療連携の仕組みづくり

(1) 在宅療養のための相談窓口機能の充実

平成 24 年 9 月に看護師を担当者とした在宅療養相談窓口を、4 か所の高齢者相談センター併設支所に設置し、平成 24 年度は 199 件の相談対応や支援を行いました。窓口担当職員が医療機関への訪問等で収集した情報を基に、医療と介護の両方に関連するケースの支援を行い、徐々に医療関係者や介護サービス事業者、区民の認知度も上がりつつあり、相談件数は増えています。

(2) 介護・医療情報の共有

介護・医療の関係者を構成員とし、介護・医療情報の共有を含めた在宅療養に関わる課題や解決策を検討する練馬区在宅療養推進協議会の設置に向けた検討を行いました。

(3) 在宅療養者向けの介護・医療サービス等の充実

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 24 年度から新たに創設されたサービスですが、新たに 4 か所が開設されました。このほか、平成 25 年度中に 3 事業所が開設予定です。

複合型サービスの整備

サービスに対する需要および事業者の参入動向が不明のため、第 5 期計画においては、当初、整備を予定せず、必要性を検討することとしました。

なお、平成 24 年度中は、新規の整備についての相談はありませんでした。

緊急一時入院病床（高齢者緊急医療ショートステイ）

他の医療機関での緊急の受入れが困難な高齢者にとっては重要な制度ですが、病床の利用率が約 35%にとどまっています。対象者や受入れの仕組みなどの検討が必要です。

短期入所療養介護（ショートステイ）の整備

短期入所療養介護は通常、介護老人保健施設や介護療養病床の空ベッドの利用により実施されます。このため、区では介護老人保健施設の整備を図ることによるサービスの拡充に努めています。

平成 24 年度においては、介護老人保健施設の新規開設はありませんでしたが、平成 25 年度 3 施設（定員 264 人）、平成 26 年度 1 施設（定員 56 人）の開設が見込まれています。

2 認知症対策における介護・医療の連携

(1) 早期発見・早期対応の推進

啓発

医師会の協力を得て、認知症専門医等を講師として認知症についての知識の普及を図る講演会を開催しました。より区民の関心に応えるテーマを設定し、周知

を図ったことで、前年度を上回る参加がありました。認知症についての医学的知識や早期対応の必要性等の理解の普及に一定の成果を上げています。

早期発見のための機会提供

身近な地域で気軽にももの忘れのチェックができるよう、日常的に高齢者が集う高齢者センター3か所と東大泉敬老館の計4か所にチェック機器を配置し、518人が利用しました。チェックを行った結果、もの忘れが心配な場合には、高齢者相談センターへの相談をご案内しています。

(2) 適切な支援につながるための相談体制の充実

介護関係者と医師・認知症専門医療機関の連携

認知症高齢者等が在宅で安心して生活できるよう、医療と介護の連携を推進するための協議会の設置に向け、準備を進めたほか、東京都認知症疾患医療センターによる「認知症疾患医療・介護連携協議会」に参加し、他区の認知症担当者、医師会等と協議を行っています。また、「区・医師会連絡会」を3回実施し、認知症対策について情報交換を行っています。

高齢者相談センターにおける認知症に関する相談体制の強化

高齢者相談センター職員を対象としたうつや認知症などの精神疾患を持つ高齢者への対応についての研修や、支所ごとに行うミニ地域ケア会議での情報交換を通じて、認知症の人への適切な支援を提供できる体制を強化しています。

また、認知症専門相談を通じて、相談から必要な医療や介護サービスにつながるよう連携を図っています。

(3) 適切な認知症ケアのあり方についての検討

「認知症の人と家族を支えるために」をテーマに東京都認知症疾患医療センター長による認知症ケアパス・ケアモデルに関する講演会を行い、地域の相談機関、医療機関、介護サービス事業所等が連携して認知症の人と家族を支える必要性について、区民や関係者に周知を図りました。

3 人材の育成・確保

(1) 人材の育成

介護・医療の連携に向けたシンポジウム等

介護・医療の関係者が相互理解を深めて連携を図れるようにするため、多職種連携について考えるための講演会や研修の実施に向けて検討を行いました。

練馬介護人材育成・研修センターへの支援

練馬介護人材育成・研修センターでは、実務経験別の職層別研修や、専門職としての視点や技術の向上につながる専門研修等を無料で実施しており、現場を知る職員が研修を企画・立案することで、現場で必要とされている知識・技術に即した内容として一定の評価を得ています。また、計画の目標値である年120回の研修開催を達成しています。

(2) 人材の確保

医療職

助産師・看護師・准看護師・看護助手として就職を希望する方を対象として、区内病院・有床診療所等の紹介や就職相談などを行う看護職員フェアを年2回実施しました。フェアの周知方法については、練馬区看護部会（区内病院看護責任者の有志団体）の意向を踏まえ、練馬区医師会の協力により、ポスターを駅構内や路線バス車内に掲示しました。その結果、平成24年度のフェア来場者数は延45人で、うち約3割にあたる15人が就業に結びついており、来場者アンケートでも高い評価が多く、成果を上げています。

介護職

練馬介護人材育成・研修センターでは、介護職の採用が年々減少傾向にあることから、開催イベントの見直しを行いました。子育て中の方を対象として、短時間から働けるホームヘルパーの仕事のメリットをアピールするセミナーなど新たなイベントを開催しました。しかしながら、将来的に介護の仕事に就きたいと考えている方の参加が多かったため、セミナーに比べ就職面接会の参加者は少なく、採用者数の増にはつながりませんでした。

【平成25・26年度の取組に向けて】

1 在宅療養のための介護・医療連携の仕組みづくり

(1) 在宅療養のための相談窓口機能の充実

在宅療養相談窓口での支援をより迅速かつ適切に行うために、医療機関情報を有している練馬区医師会医療連携センターと連携を進める必要があります。練馬区医師会医療連携センターと区の在宅療養相談窓口との役割分担や連携の仕方を協議していきます。

(2) 介護・医療情報の共有

平成25年度に介護・医療の関係者による練馬区在宅療養推進協議会および専門部会を設置しました。同協議会では、在宅療養者を支える様々な職種による、顔の見える関係づくりや情報共有をはじめ、人材の育成・確保、区民への普及啓発など、在宅療養推進における課題とその解決策について検討を進めていきます。

(3) 在宅療養者向けの介護・医療サービス等の充実

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

新サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、引き続きパンフレット等による区民への周知を行い、利用の促進を図ります。

複合型サービスの整備

区民ニーズの分析および、事業者からの相談を踏まえ、整備の必要性について引き続き検討します。

緊急一時入院病床（高齢者緊急医療ショートステイ）

必要時に適切に利用できるよう制度の仕組みや受付方法の改善などを検討し

ます。検討にあたっては、在宅療養の推進に必要な後方支援病床としての役割も視野に入れて行います。

短期入所療養介護（ショートステイ）の整備

介護老人保健施設の空ベッドの利用が基本となるため、介護老人保健施設の整備促進によりサービスの拡充を図ります。平成 25 年度に 3 施設、平成 26 年度に 1 施設を開設予定です。このほか、平成 25 年度に応募のあった事業者については、現在、東京都との補助協議継続中であり、平成 26 年度においても公募を実施する予定です。

2 認知症対策における介護・医療の連携

(1) 早期発見・早期対応の推進

啓発

認知症専門医等による「知っておきたい認知症の医学」講演会は、区民の関心も高く、毎回定員を超える応募があります。引き続き、医師会の協力を仰ぎ、年 8 回の講演会を開催し、認知症の早期発見・早期治療の重要性等についての理解普及を図ります。

早期発見のための機会提供

高齢者センターと敬老館に設置した「もの忘れチェック測定器」について、区報や公設掲示板、講演会等を利用した案内を実施し、利用促進を図ります。また、認知症予防事業との連携について検討します。

(2) 適切な支援につながるための相談体制の充実

介護関係者と医師・認知症専門医療機関の連携

平成 25 年度に設置した学識経験者や医師、介護関係者等で構成される「在宅療養推進協議会認知症専門部会」や「区・医師会連絡会」において、医療と介護の連携についての課題を整理し、事業の具体化を図ります。また、引き続き東京都認知症疾患医療センター主催の「認知症疾患医療・介護連携協議会」への参加を通じ、センターを中心とする区西北部保健医療圏における情報交換や医療と介護の連携構築に協力し、認知症の人を支える地域づくりを目指します。

高齢者相談センターにおける認知症に関する相談体制の強化

高齢者相談センター職員への研修は、より実際の支援に役立つ内容を目指して充実を図ります。今後も医師会の協力を得て認知症専門相談を実施するとともに、アウトリーチの実施も含め、早期治療や必要な介護サービスの利用につながる連携について検討します。

(3) 適切な認知症ケアのあり方についての検討

「在宅療養推進協議会認知症専門部会」において、継続的かつ包括的な支援に必要な関係機関の情報共有や連携の仕組み（認知症ケアパス）や認知症の人の標準的な支援の在り方（認知症ケアモデル）の実現に向けた取り組みを検討します。また、東京都認知症疾患医療センターと協力し、地域連携で支える認知症支援について広く区民に周知します。

3 人材の育成・確保

(1) 人材の育成

介護・医療の連携に向けたシンポジウム等

介護・医療の関係者の相互理解や、顔の見える関係づくりを進めるため、グループワーク等を通して相互の分野についての知識を得るとともに、他職種への理解と連携を深めることを目的とした多職種連携研修や、交流会の実施について検討していきます。

練馬介護人材育成・研修センターへの支援

練馬介護人材育成・研修センターの設立から3年が経過し、基礎的な知識は一定浸透が図られていることから、平成25年度からより実践的な研修内容を中心とした新たな研修体系で実施します。介護保険法の改正や第5期計画、これまで各事業者からいただいたご意見などを踏まえ、医療と介護の連携に向けた地域包括ケアに関する研修や、介護福祉士・介護支援専門員の資格取得支援講座を新設しました。

また、練馬介護人材育成・研修センターは平成26年度に旧光が丘第二小学校跡施設への移転を計画しています。専用の研修室を設けることで、より効果的な研修の提供に努めます。

(2) 人材の確保

医療職

平成25年3月に策定した「練馬区地域医療計画」においても、取組事業として看護職員フェアを位置付け、医療従事者の確保に努めることとしています。現状の取り組みが、事業の成果や来場者の評価に表れているため、引き続き看護職員フェアを実施します。

また、より多くの方に来場していただけるよう、練馬区医師会や練馬区看護部会の意見を踏まえ、周知方法を検討していきます。

介護職

介護人材不足の解消に向けて、引き続き事業者と求職者の相談・面接の機会を設け、より多くの方に介護の仕事に就いていただけるよう働きかけます。また、ホームヘルパーや看護師の確保のほか、求める人材と応募する人材のミスマッチが課題であることから、離職中の看護師など対象者を絞ったセミナーの充実を図り、質の高い人材確保に努めます。